

発議第10号

議会改革特別委員会の設置に関する決議について

上記の議案を東成瀬村議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年9月20日提出

提出者 東成瀬村議会議員 伊勢谷 勝 美
鈴木 実

賛成者 東成瀬村議会議員 佐々木 悦 男
高橋 健
高橋 清 一

東成瀬村議会議長 佐々木 修 様

別紙

議会改革特別委員会の設置に関する決議

次の要綱に基づき、特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会改革特別委員会
2. 設置根拠 地方自治法第109条及び東成瀬村議会委員会条例第5条による。
3. 目 的 議会改革に関する総合的調査。
4. 委員定数 9人
5. 調査期限 議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続して調査を行うものとする。
6. この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員会がこれを定める。